

My Business Support

仕事に役立つ 情報誌

月刊 マイ・ビジネスサポート

No.13

6 月号
2009

今月のココが働どころ!
教えて My Teacher!

従業員が裁判員に選ばれたら?

司法制度改革の一貫として、平成21年5月21日から裁判員制度がスタートしました。裁判員に選出された場合、原則として辞退できません。それでは、業務の忙しい従業員や会社経営者が裁判員に選出された場合には一切辞退できないのでしょうか?

裁判員法では、一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人には、例外的に、辞退の申立ができることと定め、その一例として、事業上の重要な業務であって、自ら処理しないと当該事業に著しい損害が生じるおそれがある場合を挙げています。

最高裁の報告書では、保険業・保険媒介代理業における具体例として、「新規契約は対面販売が基本であり、顧客の事情などで日程なども決まるので業務に支障は生じ得るが、顧客に予め事情を説明して手続時期をずらすことや、他の者が面談などを代替することで著しい損害を回避することが可能」としているようです。もっとも、「特定の業種・企業を顧客としている代替性のない者であれば、現実的には損害の回避困難な場合が多い」として、辞退理由として認められる可能性も示唆しています。

いずれにせよ、辞退理由については、個別具体的な判断をせざるを得ないので、辞退の申立には、明確な理由が求められるでしょう。

もし、裁判員候補者に選ばれたら、従業員は、会社に連絡する必要があるのでしょうか。裁判所から、会社への連絡はありませんので、休暇等を取るためには、ご自身で会社の上等に説明する必要があります。なお、休暇等取得のために裁判員になったことを上等に話すことは問題ありませんが、そのことを、上等が公にすることは法律で禁止されています。

また、裁判員に選任された労働者は、裁判員の仕事に必要な休みをとることが法律で認められており、そのことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止しています。

弁護士法人法律事務所アクティブイノベーション 弁護士 鶴岡 大
アクティブイノベーショングループ <http://www.a-innov.com>
弁護士法人 <http://www.ai-lawyers.jp>

My Business Support 6月号 もくじ

1. 教えて My Teacher ……従業員が裁判員に選ばれたら?
2. 平成21年度税制改正のポイント……事業承継税制(前編)
4. 会社が活きる給付金・助成金……試行雇用奨励金(トライアル雇用助成金)
6. 注目トレンドつまみ食い……用途に合わせて正しく飲もう! ミネラルウォーター
8. 歴史に学ぶ経営のヒント……徳川家達